

これまでの議論の整理について

1. 請負契約の透明化による適切なリスク分担

1-1. 情報の非対称性の解消関係

制度改正の内容

- ① 見積り時や契約締結前に、建設工事に影響を及ぼす事象に関する情報を受注者から注文者に提供することを義務化する。
- ② 請負代金の内数として、資材価格等の変動に備えた予備的経費が含まれていれば想定している変動幅、あるいは、予備的経費が含まれていない場合にはその旨と積算の前提としている資材価格など、予備的経費に関する事項を契約書に明記することをガイドライン等に記載する。
- ③ オープンブック・コストプラスフィー方式が、導入に適した工事で円滑に活用されるよう、同方式の標準約款を制定する。

審議における主なご意見

ー受注者によるリスク情報の提供義務関係ー

- ・ 契約変更で問題となる建設工事は設計施工一貫方式が多いが、多様な入約契約方式に応じて、提供されるべきリスク情報のあり方等を検討すべき。
- ・ 請負代金額変更の際、個人等のプロでない発注者が納得するために、客観性を担保・立証する方法を検討すべき。
- ・ 中小・零細企業は、積算能力、情報提供力、リスク管理能力が乏しく、運用含め制度設計に慎重な検討が必要。

ーオープンブック・コストプラスフィー関係ー

- ・ 分離発注並みのオープンブックでなければ、発注者側の理解は得られないと考えられる。
- ・ どのような条件やケースの場合に、この方式が選択肢の一つとなるのかを整理して周知を行うべき。
- ・ 下請業者分も含めた正確な原価管理等の内部統制をどのように担保していくのかについて検討が必要。

ご意見を踏まえた対応方針

- ・ 多様な契約形態に応じて、どのようなリスク情報が提供されるべきか、また、受注者から示される情報の客観性及び合理性の担保や立証のあり方について整理していく。【①関係：運用の整理】
- ・ 例えば、受注者が小規模事業者でリスク管理や随時の原価管理等の対応能力に課題を抱える場合の情報提供のあり方や、発注者が個人等で受発注者間の情報の非対称性が顕著である場合のCMRの活用について検討していく。【①関係：運用の整理】
- ・ オープンブック・コストプラスフィー方式の標準約款の策定に当たっては、コストの算出や受発注者間での協議等に要する手続の煩雑性の回避、受発注者間の公平性の確保等の観点を中心に、導入に適した工事、第三者による検査等の導入を含む受注者側の内部統制のあり方等にも留意しながら、専門家や実務者による慎重な検討を行っていく。【③関係：制度の詳細設計】

1-2. 価格変動等への対応の明確化関係

制度改正の内容

- ④ 受発注者ガイドラインにおいて、「民間約款又はこれに準拠した内容を持つ契約書による契約を締結することが基本」である旨を明記する。
- ⑤ 建設工事請負契約の書面記載事項を定めた建設業法第19条第1項のうち、第8号が「請負代金の額又は工事内容をどのように変更するかということについての定め」を記載する趣旨であることを明確化するため、「価格等の変動若しくは変更に基づく請負代金の額又は工事内容の変更に関する定め」を法定記載事項として明記する。
- ⑥ 請負代金額の変更を求め得る場合を規定した民間約款第31条の趣旨や、同条に規定する「経済事情の激変」や「物価・賃金の変動」といった文言に関し、どのような場合がこれらに該当するのか、解釈を明示する。

審議における主なご意見

一価格変動に伴う請負代金の変更に関する事前合意事項の契約書への明示関係一

- ・ 契約前に双方協議により合意した事項を契約締結の前提・趣旨として、書面にて明確化する制度の導入を提案。

ご意見を踏まえた対応方針

- ・ 資材価格等の変動に伴う請負代金の変更方法を定めた条項を契約書に明示することについて、受発注者間での円滑な契約締結を図るため、**契約締結時にどのような合意事項が明確化されるべきかについても整理**していく。
【⑥関係：運用の整理】

1-3. 当事者間のコミュニケーションと請負契約の適正化関係

制度改正の内容

- ⑦ 請負代金や工期に影響を及ぼす事象で当事者の責めに帰さないものが生じた場合に、受発注者が誠実に協議すべきことを法定化する。
- ⑧ 法19条の3(発注者による不当に低い請負代金の禁止)違反に係る国土交通大臣等による勧告対象に民間事業者を含める。
- ⑨ 法19条の3違反に係る「警告」や「注意」などの行政指導を円滑に行うため、不当に低い請負代金の禁止規定の違反につながるおそれのある行為類型を、あらかじめ整理・公表する。
- ⑩ 建設工事の請負契約に関する情報を広く調査・整理し、公表できるよう、法令上の根拠規定を措置するとともに、不適切な契約の是正のための組織体制を整備する。

審議における主なご意見

一受発注者間での誠実協議関係一

- ・受発注者間、双方の立場で主張に相違が生じている場合は、建設工事紛争審査会を活用してはどうか。

一民間事業者への勧告等関係一

- ・民衆の契約に対して不必要に公的機関が関与して勧告等を行うと、自由な経済活動を損ねる可能性が懸念される。
- ・受発注者間と元下間では当事者間の関係が異なるため、正当な契約交渉や商行為を萎縮させないよう整理が必要。

ご意見を踏まえた対応方針

- ・受発注者双方の主張に相違が生じている場合において、建設工事紛争審査会の活用等、円滑な解決を図るための方策についても検討していく。【⑦関係：運用の整理】
- ・不当に低い請負代金の禁止規定の違反につながるおそれのある行為類型を整理するに当たっては、民間同士の契約に基づく自由な経済活動を阻害しないことや、受発注者間の関係は協働して建設工事を施工する元下間の関係と立場が異なること等に十分留意しながら検討していく。【⑨関係：制度の詳細設計】

1. 第4回での主なご意見

- 物価上昇だけでなく、工期・支払い状況についても是正していくことが必要。
- 受注者側がリスクを列挙し何かあったら発注者よろしくではなく、リスク分担を双方納得の上で合意する(合意できないなら契約しない)ことが重要。そのためにこうした内容を契約時に明確化すること、コストが増えた場合に受注者が最善を尽くしたか含めエビデンス付きで示すことが重要。
- 「(違反となりうる)行為類型」を示す、だと行為主体が特定される必要があるが、是正されるべきなのは「請負代金が不当に低い」という状態ではないのか。そのためには、難易度や工期等の施工条件も含めた総合的な判断が必要。
- 設計が確定しないとコストプラスフィーは成立しない。将来の検討課題として、設計と施工の関係性、設計変更に係る問題を解決していくべきことを加筆すべき。
- 本論点について、受発注者間なのか元下間なのか労使間なのか分析が必要。また、タイミングにより違いもあるのではないか。
- 勧告について、エビデンスベースで慎重に行われるべきであり、前段階での対象者とコミュニケーションをすることが必要。
- 合意事項の明確化だけでなく、精算のための材料を出して協議すべきといったことをガイドラインに記載すべき。

2. 適切な労務費や賃金行き渡りの確保・担保

2-1. 標準労務費の勧告関係

制度改正の内容

- ① 請負契約締結の際における労務費の相場観を示すと共に、廉売行為を規制する際の基準とするため、適正な工事実施のために計上されるべき標準的な労務費を「標準労務費」として、中央建設業審議会が勧告を行う。

審議における主なご意見

一標準労務費の勧告関係一

- ・ 実際の建設工事における歩掛かりは標準歩掛と合わない工事があるため、一律に合わせるのではなく、変数を置くなど、幅を持たせた設定としてはどうか。
- ・ 例えば、住宅業界にはいわゆる設計労務単価や歩掛りという統一的なものがなく、技能や工法によって労務費等が決定されるため、業界の理解が必要。
- ・ 工種を限定して勧告すると工種間格差が生じかねず、業界全体に対する効果が限定的になることを懸念。
- ・ 技能者においては、知識・経験年数等の技能レベルに応じた賃金支払いとなるよう留意が必要。

ご意見を踏まえた対応方針

- ・ 標準労務費は、例えば、公共工事設計労務単価に、直轄工事の積算で使用する歩掛を乗じる方法により、単位施工量当たりの金額として算出することを検討する。【制度の詳細設計】
- ・ 歩掛等は、工種ごとにも細分化されていることから、標準労務費は、工種によって幅を持たせた形で勧告すること等を検討する。【制度の詳細設計】
- ・ 標準的な歩掛等の設定に当たっては、歩掛等が各種工事の実態に即しているかや、公共工事の歩掛等が設定されていない住宅建築工事の工種に係る算出方法などを含め、行政のみならず建設工事の受発注者等の関係者からも十分に意見を聴取して検討する。【制度の詳細設計】
- ・ その際、労務費の相場観を形成し、廉売行為の判断基準にするとの機能を損なわないかにも留意しつつ、標準労務費を例えば労務比率の高い工種から段階的に勧告する等の対応も検討する。【制度の詳細設計】
- ・ 標準労務費の具体的な範囲や内容等については、中建審の下にWGを設置し、技能労働者の能力・経験に応じた賃金支払いの実現に十分寄与できるよう留意しつつ、幅広い合意を得ながら検討していく。【制度の詳細設計】
- ・ 下請契約における適切な労務費の確保のため、標準見積書、請負代金内訳書等に労務費等の内訳を明示する取組を促進していく。【運用の整理】

2-2. 不当に低い請負代金の禁止・労務費等行き渡り関係

第4回配付資料

制度改正の内容

- ② 労務費を原資とする廉売行為を制限するため、受注者が不当に低い請負代金で請負契約を締結することを禁止し、違反事業者に対する勧告等により実効性を担保していく（勧告等を行う判断の基準には①の標準労務費を用いていく）。
- ③ 「標準労務費」を参照した適切な水準の賃金の支払いを確保するため、建設業者に対し、労働者の適切な処遇確保に努めるよう求めるとともに、標準約款に、適正な賃金支払いへのコミットメント（表明保証）や賃金開示への合意に関する条項を追加する。
- ④ 建設工事の請負契約に関する情報を広く調査・整理し、公表できるよう、法令上の根拠規定を措置するとともに、不適切な契約の是正のための組織体制を整備する。

審議における主なご意見

一不当に低い請負代金の禁止・賃金行き渡り関係一

- ・ 賃金の行き渡りの確認について、建設産業全体の問題と捉え、公共・民間を問わず実施していくべき。
- ・ 賃金行き渡りに関して、見える化することを検討すべき。
- ・ 行政の勧告等に加え、標準労務費を参照した適切な賃金相当額が支払われているか調査する制度を設けるべき。

ご意見を踏まえた対応方針

- ・ 受注者による不当に低い請負代金の禁止を運用する際は、標準労務費を一定程度下回る労務費を計上して締結された請負契約を抽出するものとし、その方法を検討する。また、これに該当する請負契約すべてを勧告等の対象とするのではなく、「廉売に当たりうる」かを調査の上で、不適切な契約に限って是正措置を講じることとする等、廉売行為の制限の適切な運用方法について整理していく。【②関係：運用の整理】
- ・ 建設業者に対し、労働者の適切な処遇確保に努めるよう求める。【③関係：制度改正追加】
- ・ 賃金の支払実態の「見える化」に関して、公共工事・民間工事問わず、下請も含めた受注者における賃金の支払い状況や技能労働者の配置、施工体制等についての確認を行うための方策についても併せて検討していくに当たって、まずは公共工事において、元請業者及び下請業者が発注者に賃金開示を行った上で、その情報を建設業を所管する行政主体とも共有し、賃金の支払いの適切な実態把握を行う取組を検討していく。【③関係：運用の整理】
- ・ 併せて、実際に適切な賃金が技能労働者に行き渡っているかについて、簡易に確認できる仕組みをICT活用も含め検討していく。【③関係：運用の整理】

2. 第4回での主なご意見

- 標準労務費の前提として、歩掛が前提となっていることが懸念される。官民挙げて納得のいく形で、細かい状況に応じた精度の高い標準的な歩掛を前提とする必要がある。
- 不調・不落が増えている一方で、落札率が低い状況もあり、また工事の繁閑・工事の高度化も踏まえて、標準労務費を検討すべき。
- ワーキンググループには、有識者だけでなく、当事者も含めるべき。
- 賃金支払実態の「見える化」について、民間工事において、受注者が労務費を誰に、どこまで開示するのか検討すべき。明らかにすることで値引きの材料にされることが懸念される。
- 見える化について、現状より作業量が増え、働き方に弊害を与えることが懸念される。加えて、特に、下請においては、ICTへの対応や設備投資含め課題は多く、波及できるか疑問が残る。
- 技能者のレベルに応じた賃金支払いに向けては、レベル別の標準労務費を定めることも検討すべき。それに向けては、歩掛をレベルごとに立てる等の工夫が必要だが、情報を集める際に、CCUSに蓄積される情報を使えるのではないだろうか。

3. 魅力ある就労環境を実現する 働き方改革と生産性向上

3-1. 適正な工期の確保関係

制度改正の内容

- ① 著しく短い工期による請負契約締結の制限を徹底するため、発注者だけでなく受注者についても著しく短い工期による請負契約の締結を禁止し、違反者への勧告等により実効性を担保していく。
- ② 建設工事の請負契約に関する情報を広く調査・整理し、公表できるよう、法令上の根拠規定を措置するとともに、不適切な契約の是正のための組織体制を整備する。

審議における主なご意見

一勤務間インターバル制度関係一

- ・ 長期的な工程で考えなければいけない業界だからこそ、日単位で労働者の健康を守ることが必要であり、勤務間インターバル制度の導入を検討すべき。

一働き方改革に関する取組の見える化関係一

- ・ 透明性を高めるため、職場やプロジェクト毎の勤務時間、勤務間インターバル確保状況の見える化を検討すべき。
- ・ 若手入職者を確保する為には、対外的に魅力ある業界であることをアピールすべき。

ご意見を踏まえた対応方針

- ・ 工期に関する基準を参照した適切な工期の設定・変更や労働基準法等の関連制度について、関係省庁とも連携しながら、**公共・民間の発注者及び建設業者に対して周知**を行う。【①関係：運用の整理】
- ・ **勤務間インターバル制度**など今後普及・促進していくことが働き方改革に資すると考えられる先進的な取組について、**情報収集・横展開や、工期に関する基準及びそのガイドラインへの位置づけ**を含め、普及方策を検討していく。【①関係：運用の整理】

制度改正の内容

- ③ ICTの活用等により現場管理を行う際の指針を国が作成し、特定建設業者に同指針に則した現場管理を求めていく。
- ④ 「適正な施工確保のための技術者制度検討会（第2期）」のとりまとめで示された方針に基づき、一定の条件を満たす遠隔施工管理等を行う場合には、監理技術者等が2つの専任現場を兼任すること、及び営業所専任技術者が1つの専任現場の監理技術者等を兼任することを可能とする制度改正を行う。

審議における主なご意見

ーICTの活用等による現場管理の指針関係ー

- ・住宅業界では中小・零細工務店が大宗を占めるので、ICT活用が進んでおらず、多くの課題が残る。
- ・ICT活用については、大手・中小・零細でそれぞれ対応出来る内容が異なる。各々で対応可能な形態をモデルケースとして提示するべき。
- ・施工体制の確認などについては、例えば、CCUSに蓄積された情報を、従来の目的だけでなく、関連した目的のために情報連携して活用していくことなども検討すべき。

ご意見を踏まえた対応方針

- ・国が指針を作成する際は、**事業者の規模の違いによる取組の実現可能性等にも留意**しつつ、ICT活用事例や成功事例を広く収集し、専門家や実務者の意見を聴取しながら、建設工事のフェーズや考慮すべき観点を整理した上で、構成及び具体的な内容について検討していく。【③関係：制度の詳細設計】
- ・建設工事現場の適切な管理を確保しつつ、管理を行う関係者の負担軽減を図っていく観点から、**例えばCCUSのように、真正性を確認済の資格情報・許可情報等を備えたシステム、適切に更新された作業員名簿と照合可能な本人認証システムなどを活用**することが可能な仕組みを構築する。【④関係：運用の整理】

3. 第4回での主なご意見

- 他産業と同じ程度の勤務環境では就業者が集まらない。建設業で働くことの売りをアピールできるようにすることが必要。
- 学生にとって魅力的なだけでなく、従事者の裾野を広げるため、シニアや女性、障がい者などのダイバーシティ人材が働ける環境を作っていくことが目標。
- 働き方については、時期や人の嗜好による差異があるので、柔軟性をもって硬直的な制度にならないように留意が必要。
- 工期が著しく短いという事象にどのようなものが該当するのか周知することが必要。
- ICT指針について、リカレント教育も考えられる。働き方改革やICT活用で生産性が向上されると、自己研鑽する人が増えることもあり、学ぶための仕組み作りなど入職だけでなく定着の観点も含め作成すべき。
- ICT活用で最も労力が掛かる点は、様々なシステムからデータを集計することであり、業界横断的な特定システム基盤を利用することまで踏み込んでも良いのではないか。